

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営事業

令和3年度概算要求額 7.0億円（新規）

（1）貿易経済協力局 投資促進課
03-3501-1662

事業の内容

事業目的・概要

- 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置を講じていく中で、ビジネス等を目的とした渡航に際し、渡航先国から、新型コロナウイルス感染症の検査の結果が陰性であることの証明が求められることがあります。
- 経済界からの要望も踏まえ、ビジネス渡航者等が、渡航先国の求める検査を適切に実施可能な医療機関を検索し、円滑に検査を受けることのできる体制が不可欠となります。
- 今後は、ビジネス目的等の渡航に伴う陰性証明のニーズが拡大することが想定されるため、経済産業省は、厚生労働省等との連携のもと、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）運営事業を実施します。

成果目標

- ビジネス等を目的とした渡航者に対し、TeCOTを通じて渡航先国から求められるPCR検査等を受検出来る機会を提供することで、国際的な人の往来再開を後押しし、我が国への投資促進並びに、我が国企業の海外事業活動の展開を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

委託

国

民間企業等

事業イメージ

（1）ビジネス渡航者等向けの新型コロナウイルス検査・予約等システムの運用

- 令和2年度に新型コロナウイルス感染症の検査が可能な体制を整えている医療機関の検索、適切な医療機関への予約申請、検査のデジタル証明等ができるシステムの構築・運用を行っているところ、引き続き、当該システムの運用・改修等を行う。

（2）海外渡航者新型コロナウイルス検査センターの運営に係る事務

- 上記システムの運用を含め、TeCOTに係る運営業務を行う。
- 具体的には、システム及び運用の改善提案（企画調整）、制度運営関連業務（規程類の整備やセキュリティ確保）、ユーザー（ビジネス渡航者等、医療機関）への広報活動、各種問い合わせ、トラブルへの対応（ヘルプデスク）、渡航先国に提出する登録医療機関のリスト管理業務、渡航先国への渡航情報の収集・情報提供業務等。

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）の機能



求められる条件は出国・入国で異なる

出国時に求められる検査（渡航先国毎に異なる）

- 渡航先の相手政府が求める陰性証明が必要
- 主な検査方式は、PCR検査
- 出国前72時間以内等の条件

（参考）日本への入国者に対する検査

- 日本が検査方式を決定
- 主に空港内などの検疫で実施
- 唾液による抗原定量検査等が既に許可済み